

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国財務省、連銀から直接借り入れ

米財務省は、12月9日ニューヨーク連銀から169百万ドルの直接借り入れを行ない、12日これを返済した。この取引は、連邦準備銀行が50億ドルを保有限度として、直接合衆国政府との間に国債を売買できることを規定した連邦準備法第14条(3)の但し書規定(時限立法、現行規定は1968年6月30日まで有効)に基づくものであり、今回の借り入れは1958年3月以来久方ぶりに行なわれたものである。

かかる取引が行なわれた背景としては、

1. 軍事費の急増や、9日の政府機関金融資産の売却、および政府機関債発行の停止措置などにより、財務省証券の発行が最近急増したため、国債残高が12月の初めには発行限度(3,300億ドル)をわずかに3億ドル下回る水準にまで達したこと。
2. 本件取引による場合(借入残高は上記国債発行限度の算定対象となる)は、通常の財務省証券発行に比し、借り入れおよび返済を隨時実施しうる利点を有しており、短期的な不足資金調達方式として、はるかに弾力的であること。

などが指摘されている。

#### ◇米国、支払準備制度の一部変更

米国連邦準備制度は、昨年12月8日加盟銀行に対する支払準備制度を次のとおり一部変更した。これは、もっぱら技術的な調整であるとされている。

(1) Christmas Savings Account<sup>(注)</sup>およびVacation Club Savings Account<sup>(注)</sup>を一般定期預金と区別し、これに対する準備率を4%とする(本年1月5日以降実施)。

(2) 従来明確でなかった定期預金の定義を「引出しに最低30日の予告期間と書面による通知を要するもの」と定める(本年1月1日以降実施)。

(注) 積立預金の一種。

この結果、現行準備率は次のとおりとなる。

対象	都市銀行	地方銀行
要求払預金	16½%	12%
貯蓄預金	4	4

(Christmas Savings Account および Vacation Club Savings Account を含む)。

#### 定期預金

5百万円以下	4	4
5百万円超の部分	6	6

#### ◇米国、1967年の国際収支改善に関するガイドライン発表

12月13日、連邦準備制度理事会は銀行および銀行以外の金融機関の対外融資に関するガイドラインを、また商務省は企業の海外直接投資に関するガイドラインを、それぞれ発表した。従来のガイドラインと異なる主な点は次のとおり(40年3月、12月号「要録」参照)。

##### 1. 銀行の対外融資に関するガイドライン

(1) 銀行の1967年の対外融資残高を1964年末残高の109%以内に抑える。これは1966年の対外融資限度額と同じであるが、66年10月現在銀行はこの限度額に対し約12億ドルの余裕額を残しているため、結局12億ドルの対外融資増加が67年末までに認められることになる。ただし各銀行はこの余裕額の使用にあたって、67年3月末までに余裕額の40%、6月末までに60%、9月末までに80%をそれぞれ越えて融資しないよう要請されている。

(2) この余裕額の10%以上を輸出関係以外の目的で先進国に融資しないよう要請されている。この結果66年10月1日から67年末までの先進国に対する輸出関係以外の融資増加額は約120百万ドルになる(日本、カナダ、英国に対する優先的配慮は継続)。

(3) 輸出金融を促進する目的から、対外融資限度額算定の基準額(64年末対外融資残高)が50万ドル以上100万ドル未満の銀行については基準額の109%ではなく、基準額プラス90万ドルが新しい対外融資限度額となる(余裕額の使用については(1)(2)が適用される)。

##### 2. 銀行以外の金融機関の対外融資に関するガイドライン

(1) 1966年のガイドラインにみられる三分類(流動資産、満期10年以内の投資および融資、長期貸付および株式投資)を廃止して一本化するとともに、1967年末残高を1966年9月末実績の105%以内とする(カナダおよび日本に対する長期投資をガイドライン対象外とする扱いは継続)。

(2) 世銀債など米国が加盟している国際機関の債券をガイドラインの対象資産からはずす。

##### 3. 企業に対するガイドライン

1966年と67年の年平均の対外直接投資(米国からの資

金純流出額プラス海外子会社の利益再投資分)を62~64年中実績の年平均額の20%増に押えるよう要請する(これは65、66年のガイドラインが同一基準の35%増とされていたことからみれば枠の縮小を意味する)。

なお、同ガイドライン発表に際しコナー長官は67年中、企業関係の対外収支が少なくとも20億ドル(過去2年間では25億ドル)改善することを期待している旨述べている。

## 欧　州　諸　国

### ◇英國、十進法通貨への移行に関する白書を公表

英國政府は、昨年12月12日、十進法移行(昨年3月に方針を決定。41年4月号「要録」参照)の具体的な内容に関する白書を公表した。その概要次のとおり。

- (1) 「ポンド」の呼称はそのまま基本的通貨単位として保存し、これを新たに100新ペニー(new penny)にわかつ。
- (2) 既定方針どおり1971年2月に移行するが、移行を円滑にするため、2年以内の過渡期間を設けこの間新旧通貨の併用を認める。
- (3) 移行事務を専管させるため十進法通貨委員会(Decimal Currency Board)を設立する。
- (4) 政府は、移行に伴う民間の所要費用については原則として補償しない。

### ◇英國、賃金・物価抑制に関する白書を公表

英國政府は、昨年11月23日、本年上期の賃金・物価抑制に関する白書を公表した。

政府は昨年末までの賃金・物価凍結措置に引き続き本年上期中もきびしい抑制を続けるとの方針をかねて明らかにしていたが(41年9月号「要録」参照)、今回の白書はその内容を具体的に示したものである。これによると、①政府は本年上期中も原則として賃金・物価を引き続き凍結する、②賃上げもしくは労働時間短縮に関する労使間の既往協定で66年末までに本来の発効日が到来するものはその実施を6ヶ月間延期させる、③発効日が67年上期中に到来するものはその実施を下期以降に繰延べさせる、④下期に発効する協定については政府がCBT、TUCと追って協議の上、ガイドラインを与える、こととされている。ただし賃金・価格の具体的な引き上げ申請については個別審査を行ない、以下のとき条項に該当するものはある程度の引上げを認める方針とされている。

#### 1. 賃金について

- (1) 生産性向上と能率改善に資する場合。
- (2) 低賃金のため家族の扶養が困難な場合。
- (3) 妥当な理由に基づき労働力確保を必要とする場合。

#### 2. 価格について

- (1) 輸入原材料価格が著しく上昇したとき。
- (2) 季節的な需給ひっ迫。
- (3) 租税の引上げ。
- (4) 投資資金の調達ないし能率確保のためやむをえないとき。
- (5) その他、コストの上昇を企業内努力でどうしても吸収できない場合。

なお、配当制限も継続され、企業は67年7月20日までは、前事業年度ないし前年同日以前1年間の配当額のいずれかを上回る配当を行なってはならないとされている。

### ◇英國、新規投資に対する特別補助金制度などの強化

英國政府は、12月1日、製造業および鉱業の設備投資を促進するための特別補助金制度を強化する旨発表した。昨年1月に公表された原案では、上記業種の新規設備取得額に対し20%、ただし国内後進開発地域(スコットランド、ウェールズなど)の場合は40%の補助金を支給することになっていた(41年2月号「要録」参照)。今回の修正はこの支給率を1967年および1968年中の投資支出に限り、それぞれ25%および45%に引き上げたもので、この結果、両年の財政上の負担は当初の年2.5億ポンドから3.1億ポンドに増加する見込み。また政府は従来設備取得後補助金を受け取るまでに約1年半を要した手続期間をゆくゆくは6ヶ月ぐらいに短縮し、この制度の利用増大を図る意向といわれる。

また、政府は同時に輸出業者に対する間接税払戻し(39年10月号「国別動向」参照)の増額を発表した。この措置の効果が及ぶのは自動車、鉄鋼、航空機、綿糸および人造繊維などの主要輸出商品といわれるが、その増額は全体で5.6百万ポンドと昨年の払戻し総額(94百万ポンド)に比べ比較的小幅である。

### ✓西ドイツ、短資輸出に関する最低準備優遇措置の廃止ならびに準備率引下げ措置の延長

ブンデス銀行は、12月1日の中央銀行理事会において次の措置を決定した。

- (1) 対外短期債権を最低準備対象債務から控除する措置を本年1月1日以降廃止する。
- (2) 昨年12月中限りの措置として当初発表された金融機関の居住者債務に対する最低準備率の引下げ措置(41年

12月号「要録」参照)を本年1月以降も引き続き適用する。かかる措置が採られたのは、①短資輸出を最低準備対象債務から控除する措置は、かつて外国からの過当な資金流入が国内金融市場に与える悪影響を相殺するため短資輸出促進措置として採られた(61年4月導入)が、当面過当な短資流入はまず予想されないので一つの正常化措置としてこれを廃止し、同時にこれにより西ドイツ金融機関の短資輸出意欲を減退させ、それだけ国内金融に振り向けさせることを意図した、②一方、本年早々政府短期証券の発行(約15億マルク、米、英との防衛分担金協定—Devisenausgleich—実施のため)、増税、政府支出の削減などにより金融機関の手元流動性ひっ迫が予想されるのに備え、かつ短資輸出に関する優遇措置廃止に伴う金融機関の採算悪化を軽減するため、準備率の引下げを延長したものとみられる。

ブンデス銀行当局は、上記措置によって積極的な金融緩和を意図したとは表明していないが、金融機関が国外運用短資を引き揚げた場合、これが準備率引下げによって解放される資金量(約9~10億マルクの見込み)とあいまって、それだけ金融緩和効果をもつことが予測される。

もとも大銀行では、①準備率の引下げ措置の延長については事前に予期していたこと、②優遇措置の廃止が短資運用の比較的大きい大銀行に不利となることから、基本的な金融緩和を意味する公定歩合の早期引下げを望んでいる。

#### ◇西ドイツ、復興金融金庫(KfW)の長期債発行

西ドイツ復興金融金庫(KfW)は、12月16日に総額120百万マルクの新規長期債を発行した。その発行条件次のとおり。

期間	10年
表面金利	7%
発行価格	額面価額の96%
応募者利回り	7.65%

今回の起債は、昨年5月の資本市場対策会議による新規公債発行ストップ措置("Emissionsstopp")の実施以来初めての公共機関による起債である点、各界から注目されている。KfW債は形式上は公債ではなく、したがって本件起債をもって前記起債ストップ措置が解除されたとみるわけにはゆかないが(注)、KfW債の発行は全面的に政府の方針にのっとって行なわれているので、今回の起債については当然資本市場対策会議の了承もあったとみられ、起債ストップ措置が本年早々の会議(1月9日の予定)で解除されるとの見方が有力である。

(注) 西ドイツの債券市場は最近改善傾向がうかがわれる(昨年12月中旬現在の7%もの既発公債利回りは7.6%台と最悪時に比べて0.7%程度下落)、起債ストップ措置緩和の期待感が強まっているが、昨年11月30日の第10回資本市場対策会議では、66年中は同措置を継続実施する旨決定されている。

#### ◇西ドイツ輸出金融の拡充

西ドイツ輸出金融会社(通称AKA)はこのほど同社のB枠融資につき、ブンデス銀行の同意の下に、その実質的拡大を目的として次のような改正を行なった。

すなわち、従来B枠(ブンデス銀行が輸出金融会社に対し認めている再割引枠、昨年7月22日以来9億マルク—41年9月号「要録」参照)の計算基準は、輸出金融会社の融資承諾額とされていたが、11月以降はAKAの手形裏書額を基準とした。

AKAのB枠融資は①融資承諾→②市中銀行による手形割引→③AKAによる手形の裏書き→④ブンデス銀行再割引というプロセスを経て行なわれるが、通常AKA融資承諾付手形(通常の形式は輸出業者振出、取引銀行あて単名手形)は流動性が高いため業者から直接割り引いた市中銀行が準備資産または短期投資資産として保有し、AKAの裏書きは銀行が当該手形を金融市場で売却する場合もしくはブンデス銀行への持込みが現実に必要になった場合に限り要求されることが多い。このため融資承諾額とAKAによる手形の裏書額との間に最近では3~4億マルクのギャップが生じていた。しかもAKAへの資金需要は最近における金融市場のひっ迫と輸出の伸長のためとみに旺盛で、昨年7月末のB枠拡大にもかかわらず、10月末現在、融資承諾ベースでみると限りすでに完全に消化され、産業界ならびに金融界からその拡大が強く望まれていたものである。

今回の改正はかかる要望に答え、枠の算定基準を上記のように改めることにより、枠の名目的拡大を行なうことなく、その実質的拡大を図ったものである(実質的拡大額はAKA融資承諾額とその裏書額との差額約3~4億マルク)。

#### ◇西ドイツ、商業銀行の中期金融債発行

西ドイツ3大銀行の一つであるドレスナー・バンクはこのほど連邦経済省の認可を得て、次の条件に基づく持参人払式中期金融債を、本年1月以降発行することを決定した。

期間	4年
実質利回り	年利6%

本金融債は保険会社など専門投資機関による消化をねらいとしたもので、本年中ごろにも市場取引を開始する予定。

西ドイツの商業銀行は64年暮以来、①他金融機関(貯蓄金庫など)との資金獲得競争を有利に導くこと、②金融引締め政策の浸透に伴う手元流動性ひっ迫に対処すること、を主たる目的として中期金融債発行への動きをみせてきた。今回の発行決定も、基本的にはかかる目的に基づくものとみられるが、最近貯蓄優遇措置が財政支出削減の観点から制限された(41年12月号「要録」参照)ので、これに対処する新たな資金確保手段を考慮する必要が生じたためとも見られ、今後の他の商業銀行の出方が注目される。

#### ◇フランス、新手形貸付制度導入を決定

フランス政府は12月7日、先ごろ Gillet 委員会が銀行の信用供与方式に関し特殊な手形貸付方式を導入するよう答申した改革案を了承した。

この新手形貸付制度の概要次のとおり。

(1) 売り手は決済期日の接近(7~10日)している売掛債権を集計書の形でとりまとめ、その集計書の金額に相当する額の銀行あて約束手形を振り出し、所要資金の貸付を受ける。

(2) 銀行は、手形貸付の保証として売掛債権の譲渡を受けることができる。

(3) 上記約束手形をフランス銀行の再割適格として認める。

(4) 売掛債権の集計書に強制取立権を付与し、銀行または売り手はこれにより買い手に対し売掛債権の取立てを行なう。

(5) 上記の措置を実施するため、次のように関係法令の改正を行なう。

(イ) 売掛債権の集計書に法的取立権を付与する。

(ロ) 借入人と銀行間の債権譲渡方法を簡易化する。

(ハ) フランス銀行再割適格条件として、従来3名の手形関係人を必要としていたが、これを2名に改める。

本措置の全面実施には今後上記の法令改正を要するが、当面強制取立権のない集計書を添付した手形貸付(*le Crédit de mobilisation des créances commerciales non garantie*)この手形はフランス銀行による再割の対象とならない)については、12月8日より実施が認められることとなった。

これに伴い、Crédit Lyonnais(預金銀行中第2位の国有化銀行)は新貸付方式の導入に努力する態度を表明、これと関連して新貸付方式に適用される一般貸付金利を0.10%引き下げる一方、手形割引率を0.25%引き上げることを発表した(中期信用手形、輸出手形は据置)。さらに Banque Nationale de Paris(同第1位)、Société

Général(同第3位)の2国有化銀行をはじめ各市銀ともこれに追随する態度を明らかにしている。

#### ◇フランス、公開市場操作対象証券を拡大

フランス政府は、このほどフランス銀行の公開市場操作対象証券として特殊金融機関発行の中期債券を追加することを決定し、12月2日付政令でその旨を公布した。

本措置により追加される債券は、クレディ・ナショナル、クレディ・フォンシエなど政府系特殊金融機関発行の中期債(5~7年)である。

本措置は、近くクレディ・ナショナルに中期債(期間7年)発行の計画があるが(クレディ・フォンシエでも不動産金融市场育成資金調達のため、債券発行を準備している)、最近の金融市场引き締まりから市銀筋がその応募に難色を示しているため、これら債券に資金化の道を開き、消化促進を図るために実施されたものとみられる。これに対し市銀筋では、政府系金融機関を優先する政策であるとの観点から批判が強い。

#### ◇フランス、流動比率の引下げ

フランス銀行は、このほど12月の流動比率(coefficient de trésorerie)を現行33%から32%に引き下げるなどを決定した。

今回の措置は、恒例の年末対策として昨年と同率の32%に引き下げるもののとみられるが、最近の金融市场の引き締まり状態からみてこれはなおきびしいものであり、対外要因から市場を引き締まりぎみに維持しようとする当局の政策態度のあらわれとの見方もある。

なお昨年中流動比率の推移は、1~2月35%、3月32%、4月35%、5月32%、6~7月31%、8~9月34%、10月32%、11月33%(一昨年は1~3月36%、4月34%、5月35%、6~7月34%、8月36%、9~11月34%、12月32%)となっている。

## アジア諸国

#### ◇アジア開発銀行の開所式と理事会の開催

アジア開銀の開所式はさる12月19日、マニラで日本から本行総裁をはじめ、加盟各国代表など多数参加のもとに行なわれ、メトロボリタン銀行内におかれた同行の仮事務所において、その業務が開始された。開所式ではマルコス・フィリピン大統領に統いて渡辺総裁があいさつに立ち、①先進国と低開発国の経済的ギャップを埋めるための地域協力の重要性と、②同行の融資が健全な銀行業務の原則に基づいて行なわれること、などを強調し、

注目された。なお、これよりさき、12月17日に開かれたアジア開銀理事会において、総裁の勧告により、インドのクリシナ・ムルティ大蔵次官を、同行副総裁に任命することが決定された。

(注) 41年12月号、「海外経済情勢」概観中、45頁左側13行目の「9日」を「19日」に改める。

#### ◇セアンザ地域中央銀行総裁会議の開催

第7回セアンザ地域中央銀行総裁会議は12月4、5日の両日コロンボで開催された。

同会議では、本行副総裁はじめ、東南アジア諸国、豪州、ニュージーランド9か国の中央銀行総裁ないし総裁代理の参加のもとに、第6回職員研修(ウェリントンで開催)の成果が検討され、①次の第7回職員研修を1968年1~3月中、10週間にわたりコロンボで実施すること、②韓国およびイランの新規加入(注)を認めること、③次回総裁会議を1968年12月にフィリピンで開催すること、などが決定されたのち、参加各国の金融、経済問題につき検討が行なわれた。

(注) この結果、セアンザ参加は、日本、インド、パキスタン、セイロン、タイ、フィリピン、マレーシア、豪州、ニュージーランド、韓国およびイラン11か国の各中央銀行となった。

#### ◇東南アジア農業開発会議の開催

東南アジア開発閣僚会議(1966年4月開催)の決定に基づき、東南アジア農業開発会議がわが国主催のもとに、12月6日から8日まで東京において開催された。

同会議にはわが国のはかフィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシアの8か国が参加し、東南アに共通の農業開発問題について意見を交換、当面する農業開発上の基本的問題点を明らかにしたうえ、その具体的な解決策として、①農業開発基金をアジア開銀の信託基金として設置すること、②漁業開発センターを設立するため関係国による作業部会をつくることを決定した。なお、同会議を今後も継続するか否かは、1967年マニラで開催される第2回東南アジア開発閣僚会議の決定にゆだねることとされた。